

## 第1 計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

本県では、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「県条例」という。）」に基づき、平成10年3月に消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る埼玉県消費生活基本計画を策定し、消費者施策を推進してきました。この計画は、策定後の社会環境等の変化を受けて、平成13年から5回の見直しを行い、令和3年度をもって第6期の計画期間が終了します。

第6期の計画策定から5年が経過し、その間、国の「消費者基本計画」の改定や「持続可能な開発目標（SDGs）」の国際目標など、消費者行政を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題が明らかになりました。

そこで、本県では、これまでの社会情勢等の変化や取組の成果も踏まえ、埼玉県の総合計画である「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」や国が策定した「消費者基本計画」との整合性を図りつつ、新たな課題に対応した埼玉県消費生活基本計画を策定するものです。

また、本計画は「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）」第10条第1項に基づく県の「消費者教育推進計画」としても位置付けられています。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

### 3 計画の推進体制と進行管理

この計画を推進するため、庁内の関係課所で構成する埼玉県消費生活対策推進委員会を中心に個別施策の実施やその進行管理を行います。

また、国、他都道府県、県内市町村、消費者団体等との連携を図るとともに、埼玉県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を計画推進に当たっての第三者機関とします。

審議会は、公平中立の立場からこの計画に基づき実施した施策の進捗状況や実績について確認、評価の上、意見を表明します。県は、これを尊重するとともに、消費者である県民に対しても施策の進捗状況等を広く公表し、必要に応じて施策の見直し等を行います。

## [これまでの計画概要]

計画期間		基本的な視点	施策の体系
第1期	平成10 ～ 12年度	○ 消費者の権利の確立	<p>大柱1 安全で安心できる暮らしの実現に向けて</p> <p>大柱2 暮らしのトラブルの防止とその救済に向けて</p> <p>大柱3 環境に配慮した暮らしづくりに向けて</p> <p>大柱4 自ら考え行動する消費者の育成と消費者の意見の反映に向けて</p>
第2期	平成13 ～ 15年度	○ 消費者の権利の尊重	<p>大柱1 安全で安心できる暮らしの実現に向けて</p> <p>大柱2 暮らしのトラブルの防止とその救済に向けて</p> <p>大柱3 環境に配慮した暮らしづくりに向けて</p> <p>大柱4 自ら考え行動する消費者の育成と消費者の意見の反映に向けて</p> <p>大柱5 国他の自治体との連携強化に向けて</p>
第3期	平成16 ～ 18年度	<p>○ 消費者の権利の尊重</p> <p>○ 消費者の自立のための支援</p> <p>○ 環境への配慮</p>	<p>大柱1 安心で安全な商品・サービスの確保に向けて</p> <p>大柱2 暮らしのトラブルの防止とその救済に向けて</p> <p>大柱3 環境に配慮した暮らしづくりに向けて</p> <p>大柱4 自ら考え行動する消費者の育成と消費者の意見の反映に向けて</p> <p>大柱5 国、他の自治体、関係機関との連携強化に向けて</p>
第4期	平成19 ～ 23年度	<p>○ 消費者の安心・安全の確保</p> <p>○ 消費者の自立のための支援</p> <p>○ 消費者トラブルへの広域的・機動的な対応</p>	<p>大柱1 安心で安全な商品・サービスの確保に向けて</p> <p>大柱2 暮らしのトラブルの防止とその救済に向けて</p> <p>大柱3 環境に配慮した暮らしづくりに向けて</p> <p>大柱4 自ら考え行動する消費者の育成と消費者の意見の反映に向けて</p> <p>大柱5 国、他の自治体、関係機関との連携強化に向けて</p>
第5期	平成24 ～ 28年度	<p>○ 消費者の権利尊重</p> <p>○ 役割分担の明確化</p> <p>○ 連携と共助</p>	<p>大柱1 消費者トラブルの解決に向けて</p> <p>大柱2 自立した消費者の育成を目指して</p> <p>大柱3 徹底した事業者指導の強化</p> <p>大柱4 消費者にやさしい暮らしの向上を目指して</p>
第6期	平成29 ～ 令和3年度	<p>○ 消費者の権利尊重</p> <p>○ 消費者の自立支援</p> <p>○ 高度情報通信社会の進展への対応</p> <p>○ 環境への配慮</p>	<p>大柱1 消費者教育の充実・強化</p> <p>大柱2 問題解決体制の整備</p> <p>大柱3 徹底した事業者指導の強化</p> <p>大柱4 高齢者等の被害防止</p>